

第10章 国際社会への貢献

第1節 国際社会における課題設定及び合意形成への積極的参加・協力

近年、厚生労働行政の多くの分野で、国際社会での動きと国内政策が連動するようになってきている。例えば、エボラ出血熱の流行拡大のように、感染症は国境を越えて世界の社会経済に大きな影響を与えるほか、高齢化の進展や生活習慣病の増加は、世界保健機関（World Health Organization：WHO）の総会やG7サミット等でも取り上げられる大きな課題となっている。また、世界的なサプライチェーンの拡大が進む中で労働者の権利の保護や雇用の安定にどう取り組んでいくかは、各国共通の課題となっている。日本国民の健康と生活の安定を守るため、厚生労働省は、WHOや国際労働機関（International Labour Organization：ILO）を始めとする国際機関の活動等へ積極的に参画し、国際社会における課題設定や合意形成に努めている。

1 保健医療分野

(1) G7及びG20

2016（平成28）年5月に日本が議長国となって開催したG7伊勢志摩サミットでは、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」が取りまとめられ、①公衆衛生危機（エボラ出血熱等）に対する国際保健の枠組み強化、②高齢化を焦点とするユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（Universal Health Coverage：UHC）の達成と生涯を通じた健康増進、③薬剤耐性（Antimicrobial Resistance：AMR）への対応強化と④研究開発・イノベーションの推進をG7として協調して対応していくことが確認された。

同年9月に神戸市で開催したG7神戸保健大臣会合では、伊勢志摩サミットで打ち出された「国際保健のための伊勢志摩ビジョン」を踏まえた各課題への対応について議論し、①危機時に中心的な役割を担うWHOの改革の進捗確認と更なる後押し、②これから高齢化を迎えるG7以外の国々に対する支援の促進、③官民連携やイノベーションの促進等を内容とする「神戸コミュニケ」が採択された。

また、同年9月に中国で開催されたG20杭州サミットでは、薬剤耐性（AMR）への対応強化を盛り込んだ首脳宣言が採択された。

(2) 世界保健機関（WHO）

WHOは、全ての人々が可能な最高の健康水準に到達することを目的とし、感染症対策、医薬品・食品安全対策、健康増進対策等を行う国際機関である。日本は、総会や執理事会における審議や決定等に積極的に関与している。

WHOにおける取組みの一つとして、2005（平成17）年の国際保健規則（International Health Regulations：IHR）の改正があげられる。この改正により、加盟国は「原因を問わず、国際的な公衆衛生上の脅威となりうる、あらゆる事象」を評価後24時間以内にWHOに通報し、その後も引き続き詳細な公衆衛生上の情報をWHOに通報することとなり、日本は、新型インフルエンザ（A/H1N1）の国内発生の際や、2011（平成23）年

3月の東日本大震災の発生に当たっても、IHRに基づき通報を行った。

2016（平成28）年5月に開催された第69回WHO総会では、高齢化という各国共通の課題に対し、日本から4年ぶりとなる決議案を提出し、5地域から幅広い共同提案国（23か国）を得て採択された。また、その他に、エボラ出血熱などの健康危機への対応体制やWHO改革などに関する議論が行われた。

(3) 経済協力開発機構（OECD）

経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development：OECD）は、先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、経済成長、貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的とした先進35か国からなる国際機関であり、国際経済の「スタンダード・セッター」、「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれている。

OECDの保健医療分野に関する事業の主な活動として、保健医療分野の政策分析・研究、それらに関する議論を行う「医療委員会」の開催及びOECD加盟国等の保健関連統計データ（「ヘルスデータ」）の収集・編纂を行っており、こうした客観的な政策分析や国際比較データは、厚生労働省関連の政策を検討する際の一助になっている。

厚生労働省では、医療委員会に参加し、OECDの作業に対して方向性を示すことや日本の事例をOECD加盟国に紹介することで、積極的な貢献を行っている。2017（平成29）年1月にフランスで開催された第3回OECD保健大臣会合では、医療分野での効率化のための日本の取組みを紹介したほか、高額な医療に関して、患者にとっての価値を最大化し、医療保険制度の持続可能性とイノベーションを均衡させるため、率先して取り組む決意を表明した。

(4) 東南アジア諸国連合（ASEAN）

東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations：ASEAN）と日本、韓国、中国の3か国との連携強化の流れの中で、厚生労働行政分野では、保健、労働及び社会福祉の分野ごとにASEAN+3の担当大臣会合・高級事務レベル会合が行われており、積極的に参加している。保健分野においては、2016（平成28）年8月にASEAN+3保健高級事務レベル会合がブルネイで開催され、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）や高齢化対策、災害医療等の協力優先分野に関する議論を行った。また、2013（平成25）年から日・ASEANの枠組みで高齢化対策に関する政策対話や二国間協力を推進している。ASEAN諸国における高齢化施策の現状を整理し、アクティブ・エイジング（Active Aging）の達成に向けて必要な人的資源、施策等を検討するため、2014（平成26）年からはASEAN日本アクティブ・エイジング地域会合を開催している。2015（平成27）年8月には、タイで第2回ASEAN日本アクティブ・エイジング地域会合を開催し、「アクティブ・エイジングに向けた高齢者の疾病予防と健康増進」「高齢者介護：人的資源の開発」「高齢者特有のケア：認知症」のテーマについて議論を行い、提言を取りまとめた。

(5) 日中韓三国保健大臣会合

2016（平成28）年12月に韓国で開催された第9回日中韓三国保健大臣会合では、三

国に共通する保健課題である感染症への備えと対応、薬剤耐性（AMR）対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）、高齢化社会、非感染性疾患、ICTとビッグデータの利活用などに関し、協力関係の維持及び一層の強化を行うことを内容とする「第9回日中韓三国保健大臣会合共同声明」が採択された。

（6）その他の国際保健分野への取組み

世界的な健康危機管理の向上及びテロリズムに係る各国の連携強化等を目的とし、G7とメキシコ、欧州委員会（EC）の保健担当閣僚等の会合として、世界健康安全保障イニシアティブ（Global Health Security Initiative：GHSI）が毎年開催されている。2017（平成29）年2月には、ベルギーで閣僚級会合が開催され、テロ対応における多機関連携、特に保健セクターとセキュリティセクターとの連携の重要性などを確認する旨の共同声明を採択した。なお、2018（平成30）年の本会合は英国が主催する予定となっている。

また、2016（平成28）年9月にオランダで開催された第3回世界健康安全保障アジェンダ（Global Health Security Agenda：GHSA）ハイレベル会合では、世界各国での感染症対策の能力向上を目指し、各アクションパッケージに基づく進捗報告や今後の取組みについて協議するとともに、同月の国連総会でのハイレベル会合を受け、今後の薬剤耐性（AMR）のモニタリングをフォローアップする枠組みについて検討を行った。

そのほか、2016年4月には、国際保健において脅威となりつつある薬剤耐性（AMR）についてアジア地域全体でその現状と取組みを共有し、今後の協力体制のあり方について議論することを目的として、アジア太平洋地域の12か国及びWHO等の国際機関から担当閣僚級を招請し、東京でアジアAMR閣僚会合を開催した。

2 労働分野

（1）G7及びG20

2015（平成27）年6月にドイツで開催されたG7エルマウサミットでは、労働分野について、世界的なサプライチェーンにおいて労働者の権利、一定水準以上の労働条件及び環境保護を促進すること等が確認された。

同年10月にはベルリンで関連の閣僚会合が開催された。このうち、G7雇用・開発大臣会合では、サミットで取りまとめられた枠組みの具体的な対策について協議され、①中小企業への適正手続の支援、②消費者への情報提供、③マルチステークホルダーによるイニシアティブ、④発展途上国への支援、⑤ビジョン・ゼロ・ファンド、⑥OECDの苦情処理手続に関するピアレビュー及びピアラーニングの各事項についての対応が合意された。

また、2016（平成28）年7月に中国で開催されたG20労働雇用大臣会合では、「十分な雇用機会の創出」、「エンプロイアビリティの向上」、「ディーセント・ワークの促進」の三つのテーマの下で議論が行われ、①起業リサーチセンターの設立、②賃金上昇の促進、③包摂的成長に向けた取組みの継続、④移民・難民の労働市場への統合等を内容とする大臣宣言を採択した。

（2）国際労働機関（ILO）

ILOは、労働条件の改善を通じて社会正義の実現等に寄与することを目的として、雇

用・労働の分野における国際的な取組みを行う機関であり、労働組合や使用者団体も交えた政労使三者構成を特徴としている。日本は、政労使ともに総会や理事会における審議に積極的に関与しており、常任理事国となっている。ILOにおける取組みとして、1998（平成10）年第86回総会において「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」が採択された。この採択により、4つの分野（結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認・強制労働の禁止・児童労働の撤廃・雇用及び職業における差別の排除）に関する基本条約について、その批准の有無にかかわらず尊重することが確認された。また、2008（平成20）年第97回総会において「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」が採択された。この採択により、進歩と社会正義を促進、達成するために、加盟国政労使の「ディーセント・ワークの実現に向けた取組み」の4つの戦略目標（雇用の促進・社会的保護の方策の展開及び強化・社会対話の促進・労働における基本的原則及び権利の尊重、促進及び実現）に基づく取組みをILOが実効的に支援することとされた。さらに、ILOは、国際労働基準として、これまで189の条約及び204の勧告を採択しており、日本は、このうち49の条約を批准している。また、毎年6月に開催されるILO総会においては、加盟国の政府、労働者、使用者の各代表によって新たなILO条約及び勧告等について討議が行われている。2016（平成28）年5、6月に開催された第105回総会では、「グローバル・サプライチェーンにおけるディーセント・ワーク」、「平和、安全及び災害からの回復のためのディーセント・ワーク：第71号勧告の改正」、「社会正義宣言の影響評価」に関する議論が行われた。

(3) 経済協力開発機構（OECD）

OECDの労働分野に関する事業の主な活動として、雇用労働問題の政策分析・研究、それらに関する議論を行う「雇用・労働・社会問題委員会」の開催及びOECD加盟国等の労働経済の分析や雇用関連データの提供を行う「雇用アウトック」の作成を行っている。また、経済危機後に最も不利な立場に置かれた15～29歳の若者（ニート）の状況を分析・評価するとともに、彼らの技能を育成し自立へ導くより効果的な政策立案を支援することを目的とした「ニートプロジェクト」を実施している。日本は、2014（平成26）年9月に参加を表明、2017（平成29）年5月に報告書を公表した。

また、2016（平成28）年1月には第8回OECD雇用労働大臣会合が開催され、「より強靱で包摂的な労働市場の構築」をテーマにして議論を行い、厚生労働省からは日本の女性の活躍促進政策等の取組みについてPRした。会合終了後には、日本政府の「一億総活躍社会の実現」に向けた取組みと軌を一にした内容を盛り込んだ、各国大臣の共同声明を公表した。

(4) 東南アジア諸国連合（ASEAN）

ASEANと日本、韓国、中国の3か国との連携強化の流れの中で、労働行政分野においても、ASEAN+3の担当大臣会合及び高級事務レベル会合が毎年交互に行われており、積極的に参加している。2016（平成28）年5月にはラオス・ビエンチャンでASEAN+3労働大臣会合が行われ、「ディーセント・ワーク促進に向けたインフォーマル雇用からフォーマル雇用への移行」などについて議論が行われた。なお、2017（平成29）年5月

にはシンガポールで第9回ASEAN+3労働高級事務レベル会合が開催された。

(5) アジア欧州会合 (ASEM)

アジア欧州会合 (Asia-Europe Meeting : ASEM) は、アジア地域の21か国と1機関、欧州地域の30か国と1機関の合計51か国と2機関によって構成される国際フォーラムで、相互尊重と平等の精神に基づき、アジア・欧州両地域の協力関係を強化することを目的として政治・経済・社会・文化等の様々な分野で活動を行っている。

2015 (平成27) 年12月には、ブルガリアにおいて、第5回ASEM雇用労働大臣会合が開催され、「アジアと欧州における持続可能な社会開発に向けて：ディーセント・ワークと社会的保護のための共通のビジョン」をテーマに議論が行われ、若年労働者市場の改善やサプライチェーンにおけるディーセント・ワークと労働安全衛生の促進に関する具体的取組みについてまとめた「ソフィア宣言」が採択された。

3 社会保障・福祉分野

ASEAN諸国と隣接する日中韓の相互の依存関係がますます深まる中、社会福祉・開発分野における共通課題や、日本等からの技術協力等について意見交換を行うことを目的として、ASEAN+3社会福祉大臣会合が2004 (平成16) 年から3年に1回、高級実務レベル会合が毎年開催されている。2016 (平成28) 年9月にインドネシアで開催されたASEAN+3社会福祉大臣会合では、ASEANにおける社会福祉開発の強化をテーマに議論が行われた。2017 (平成29) 年はミャンマーでASEAN+3社会福祉高級事務レベル会合が開催される予定である。

また、2003 (平成15) 年から毎年、ASEAN地域の社会保障分野における人材育成の強化並びに日本及びASEAN諸国間の情報・経験の共有と中長期的な協力関係の構築・強化を目的として、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催している。本会合の結果は、ASEAN+3保健大臣会合及び社会福祉大臣会合において報告され、ASEAN諸国から高い評価を得ると同時に、今後の会合への期待も表明されている。2016年11月には、世界公共雇用サービス協会 (World Association of Public Employment Services : WAPES) と連携し、第14回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合・WAPESアジア太平洋地区ワークショップ合同会合を東京で開催し、ASEAN各国の社会福祉、保健医療、雇用政策を担当する行政官並びにWAPES理事国及びアジア・太平洋地区の雇用政策担当行政官の参加を得た。同会合では、「社会的支援が必要な人々の社会参画の促進とアクセシビリティの改善」をテーマとし、移動の円滑化と情報へのアクセス確保、心のバリアフリーの促進、障害者・高齢者雇用の促進による自立支援、共生社会実現のための住民参加による地域基盤整備等について、意見交換・経験の共有を行った。

第2節 開発途上国等への国際協力

厚生労働省では、保健医療、水道、社会福祉、社会保障、雇用環境整備、職業能力開発の各分野において、日本の知識・経験を活かして、WHO、ILOをはじめとする国際機

関、ASEANやアジア太平洋経済協力（Asia-Pacific Economic Cooperation：APEC）等の枠組みを通じた国際協力、また、外務省や国際協力機構（Japan International Cooperation Agency：JICA）、民間団体と連携して、ワークショップ開催、専門家派遣、研修員受入れ、プロジェクト計画作成指導などの技術協力を行い、開発途上国の人材育成、制度づくりに貢献している。

1 保健医療分野

WHOを通じて、鳥・新型インフルエンザやエボラ出血熱などの公衆衛生上の危機への対応強化に努めるとともに、国立感染症研究所や国立国際医療研究センターを中心に開発途上国への専門家の派遣や技術協力を行っている他、エイズの感染拡大に対処するため、国際連合エイズ合同計画（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS：UNAIDS）を通じて援助を行うなど、様々な形で保健医療分野における国際協力を行っているところである。

また、全ての人々が質の担保された保健医療サービスを楽しむことができ、サービス使用者が経済的困難を伴わない状態を指すユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）に関して、疾病負荷が多様化し、健康格差が拡大する現状に鑑み、公平性や経済的リスク保護を重視する意味において、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進は今後ますます重要になると認識している。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成による世界の人々の健康確保と公衆衛生向上のために、各国政府、開発パートナー、その他の関係者は一体となって取り組む必要があり、日本はWHO等の国際機関や各国政府と協力し、他の途上国への支援を通じて全世界でのユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成を目指している。具体的には、約50年間にわたる国民皆保険の経験を踏まえ、効率化や補償サービス向上に資する戦略等を他国と共有するとともに、世界的に進行する高齢化への対応など検討を続けていく。

さらに、水道分野については、日本の産学官の専門家の知見を活用しながら、国際協力の方針を検討する委員会の設置、水道プロジェクト計画策定支援のための開発途上国現地指導、JICAを通じた専門家派遣や研修員受入れ等を行っている。

2 労働分野

(1) 国際機関等を通じた取組み

労働分野において、各種専門技術や幅広い人材等を有するILOに任意の資金拠出を行い、ILOを通じて特定国あるいは地域を対象とした技術協力事業（マルチ・バイ事業）等を実施している。現在、ILO国際研修センターにおける研修プログラム開発実施事業、アジア太平洋地域の社会セーフティネットの基盤整備事業、アジア展開日系企業等ビジネス基盤整備事業等を実施している。

職業能力開発分野については、開発途上国において人材育成を重視する機運が一層高まっていることから、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジアを中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、技能評価システム移転促進事業を通じて、日系企業と連携しつつ、技能評価システムの構築・改善のための協力を行っている。

また、外務省やJICAと連携し、開発途上国における職業能力開発関係施設の設置・運営に対する協力、職業能力開発関係専門家の派遣、職業能力開発関係研修員の受入れ等を行っている。

さらに、ASEANやAPEC、アジア太平洋地域技能就業能力計画の枠組みを通じて職業能力開発に関する各種研修事業などの国際協力事業を実施している。また、開発途上国の職業訓練体制充実のため、開発途上国の現職の職業訓練指導員を対象に、能力向上研修を行っている。このほかにも、2011（平成23）年度より、アジアの貧困地域において、国際的な労使団体のもつネットワークを活用し、公的サポートが行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を行っている。

(2) 外国人技能実習制度の適正な実施

外国人技能実習制度^{*1}は、技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的とし、1993（平成5）年に創設されたものである。入国時に原則2か月間の日本語や法令関係等の講習を行い、技能実習1年目で技能検定基礎2級相当、3年目で技能検定3級相当の技能修得を目標に、最長3年間日本において技能を修得する。2010（平成22）年7月より入国1年目から技能実習生として、労働基準法等の労働関係法令が適用されている。厚生労働省では、技能実習制度が適正に行われるよう、監理団体・実習実施機関への巡回指導、技能実習生に対する母国語による電話相談等を行っている。

技能実習は、我が国の国際貢献において重要な役割を果たしており、送出国からも積極的な評価を受けている一方で、入管法令・労働関係法令違反等が発生している。こうした状況を受けて、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を目的とした「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が、2016（平成28）年11月18日に成立、同月28日に公布された。施行は、公布の日から1年以内とされている。

3 社会保障・福祉分野

アジア地域の開発途上国における高齢化対策や社会保障制度整備を支援するため、高齢者保健福祉制度の構築に対する専門家派遣や社会福祉・社会保険行政能力向上に関する研修員受入れなどを行っている。

また、社会保険制度の構築と運用に関する日本の知見を生かし、アジア地域の社会保険制度とその実施体制を支援することを目的としたアジア地域における社会保険制度整備支援事業を実施している。

第3節 各国政府等との政策対話の推進

急速に高齢化が進展している日本においては、共通の課題に取り組む諸外国との国際比較の中で日本の制度の特性や問題点等について検証し、日本の政策立案の参考とすること

^{*1} 外国人技能実習制度の詳細を紹介したホームページ
厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/gaikoku/index.html>

が重要である。一方、日本の取組みに対する諸外国からの関心も非常に高くなっている。このため、2016（平成28）年5月には、スウェーデンで「福祉テクノロジー及びイノベーション、認知症ケア、人材提供の分野における将来の各シナリオ」をテーマとする日北欧高齢化セミナーが開催されたほか、同年7月には、「認知症」及び「農村の空洞化」をテーマとする日中韓高齢化セミナーが、2017（平成29）年1月には、「高齢者を支える仕組み作り」をテーマとする日独高齢化シンポジウムが日本で開催された。

また、経済の国際化の進展等に伴い、先進国が抱えるようになった雇用・労働分野における共通の課題を解決するため、労使、専門家を交えた政策対話が重要となっている。このため、2016年7月には、日本で「現代における労使関係の役割」をテーマとする日EUシンポジウムが開催された。

第4節 経済連携協定（EPA）等への対応

1990年代以降、世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）を中心とした多角的貿易体制における貿易自由化を補完する二国間又は多国間の経済連携協定（Economic Partnership Agreement：EPA）等の締結により、世界各地で経済連携が加速・拡大されてきた。こうした流れを受けて、2017（平成29）年3月末現在、我が国との間でシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア及びモンゴルとの協定が発効している。また、直近では、環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement：TPP）協定について、2015（平成27）年10月の大筋合意、2016（平成28）年2月の署名を経て、同年12月には協定承認案及び関連法案が国会承認され、2017年1月に国内手続を完了した旨が寄託国であるニュージーランドに通報された。交渉においては、様々な懸念等を踏まえ、国民の生命や生活の安全・安心が損なわれないよう、厚生労働省として責任をもって対応した。その結果、厚生労働省の所掌分野である、食の安全・安心、公的医療保険制度等の社会保障制度、労働関係制度等については、我が国の制度を堅持する内容となっている。

さらに、日本政府は、現在、日EU・EPA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓FTA等、数か国・地域と交渉を行っている。EPA等の交渉では、物品貿易の自由化促進等を中心に様々な分野の交渉が行われており、厚生労働省は、関連分野である「衛生植物検疫措置」、「貿易の技術的障害」、「サービス貿易」、「自然人の移動」、「知的財産」、「労働」などの分野で積極的な対応を行っている。また、インドネシア、フィリピン及びベトナムとのEPAでは、インドネシア人、フィリピン人及びベトナム人の看護師・介護福祉士の候補者に対し、一定の条件の下で入国し、日本の国家資格を取得するための研修・就労、国家資格取得後の就労等を認めている。